

畜産高度化支援補完リース事業実施要領の一部改正

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">前文 [略]</p> <p>第1 事業の内容等 この事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 リース事業の内容 (1) 畜産クラスター機械導入リース事業（以下「クラスターリース」という。） 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「クラスター要領」という。）及びクラスター要領別紙2畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（以下「クラスター要領別紙2」という。）に基づく貸付の対象となる生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を貸し付ける。</p> <p>(2) <u>ICT化等機械装置等導入リース事業</u>（以下「畜産ICTリース」という。） <u>クラスター要領別紙8 ICT化等機械装置等導入事業</u>（以下「畜産ICT要領」という。）に基づき、労働負担軽減経営体が畜産ICT化応援計画に基づきICTに対応した機械装置等を導入する場合に、必要な機械装置を貸し付ける。</p>	<p style="text-align: center;">前文 [略]</p> <p>第1 事業の内容等 この事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 リース事業の内容 (1) 畜産クラスター機械導入リース事業（以下「クラスターリース」という。） 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号生産局長通知。以下「クラスター要領」という。）及びクラスター要領別紙2畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（以下「クラスター要領別紙2」という。）に基づく貸付の対象となる生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を貸し付ける。</p> <p>(2) <u>畜産経営体生産性向上対策リース事業</u>（以下「畜産ICTリース」という。） <u>持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生畜第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙12畜産経営体生産性向上対策事業</u>（以下「畜産ICT要綱」という。）に基づき、労働負担軽減経営体が畜産ICT化応援計画に基づきICTに対応した機械装置等を導入する場合に、必要な機械</p>

(3) 酪農労働省力化対策リース事業（以下「楽酪GOリース」という。）

酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号）及び酪農経営支援総合対策事業（酪農労働省力化対策事業）実施要領（令和6年4月3日付け6年度発中畜第109号。以下「楽酪GO要領」という。）に基づき、労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入する場合、その負担の軽減を図るため、当該機械装置及び機械装置と一体的な施設を貸し付ける。

(4) ・ (5) [略]

(6) 国内肥料資源利用拡大対策リース事業（以下「環境対策リース」という。）

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「環境対策要領」という。）、環境対策要領別紙1国内肥料資源活用総合支援事業及び別紙2畜産環境対策総合支援事業に基づき、国内資源由来肥料の加工・分析、堆肥の高品質化・ペレット化、高度な畜産環境対策等を実施する場合に、必要な機械・機器、整備又は補改修した施設・設備を貸し付ける。

2・3 [略]

装置を貸し付ける。

(3) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策リース事業（以下「楽酪GOリース」という。）

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農畜機第7036号）及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）実施要領（平成30年5月1日付け30年度発中畜第442号。以下「楽酪GO要領」という。）に基づき、労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入する場合、その負担の軽減を図るため、当該機械装置及び機械装置と一体的な施設を貸し付ける。

(4) ・ (5) [略]

[追加]

2・3 [略]

第2～第8 [略]

第9 勘定の設定及び管理運用

- 1 機構は、補完リースの実施に当たっては、クラスターリース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース、災害リース及び環境対策リースそれぞれに係る勘定を他の勘定と区分して経理するものとする。
- 2 [略]
- 3 機構は、クラスターリース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース、災害リース及び環境対策リースの実施により、銀行等からの借入金、国等からの補助金、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額、消費税、運用益、貸付金、繰入金及びその他雑費を得たときは、それぞれの勘定に繰り入れるものとする。
- 4 機構は、クラスターリース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース、災害リース及び環境対策リースそれぞれの勘定に銀行からの借入金の返済のため、貸倒引当金を準備するものとする。
- 5 機構は、次に掲げる場合を除き、クラスターリース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース、災害リース及び環境対策リースそれぞれの勘定から支出してはならないものとする。
(1)～(6) [略]

第10～第16 [略]

第17 帳簿等の整理保管

機構は、この事業に係る経理をクラスターリース、畜産

第2～第8 [略]

第9 勘定の設定及び管理運用

- 1 機構は、補完リースの実施に当たっては、クラスターリース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース及び災害リースそれぞれに係る勘定を他の勘定と区分して経理するものとする。
- 2 [略]
- 3 機構は、クラスターリース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース及び災害リースの実施により、銀行等からの借入金、国等からの補助金、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額、消費税、運用益、貸付金、繰入金及びその他雑費を得たときは、それぞれの勘定に繰り入れるものとする。
- 4 機構は、クラスターリース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース及び災害リースそれぞれの勘定に銀行からの借入金の返済のため、貸倒引当金を準備するものとする。
- 5 機構は、次に掲げる場合を除き、クラスターリース、畜産 ICT リース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース及び災害リースそれぞれの勘定から支出してはならないものとする。
(1)～(6) [略]

第10～第16 [略]

第17 帳簿等の整理保管

機構は、この事業に係る経理をクラスターリース、畜産

ICTリース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース、災害リース及び環境対策リースに区分し、適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿等及び関係書類を整備し、事業が終了した翌年度から起算し、5年間保管するものとする。

第18 その他

1 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

2 第1の3、第2から第8及び第10から第16の規定は、高度化リースと一体的に貸付施設等を取得する場合には適用しないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月17日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業実施要領（平成28年5月28日28環機第013号）（以下「調査リース要領」という。）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の調査リース要領の規定に基づく貸付及び貸付けに係る業務については、本事業による貸付及び貸付けに係る業務とみなす。

附 則

この要領は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月22日から施行する。

ICTリース、楽酪GOリース、簡易牛舎リース及び災害リースに区分し、適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿等及び関係書類を整備し、事業が終了した翌年度から起算し、5年間保管するものとする。

第18 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月17日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業実施要領（平成28年5月28日28環機第013号）（以下「調査リース要領」という。）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の調査リース要領の規定に基づく貸付及び貸付けに係る業務については、本事業による貸付及び貸付けに係る業務とみなす。

附 則

この要領は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、令和元年10月4日から施行する。
- 2 この要領の一部改正に伴い、畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領（平成29年5月18日付け29環機第132号。以下「環境・衛生リース実施要領」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の環境・衛生リース実施要領の規定に基づく貸付及び貸付けに係る業務の実施については、本事業による貸付及び貸付けに係る業務とみなす。
- 4 この要領の一部改正前の同要領第1の1の（1）持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業及び（4）酪農経営体生産性向上緊急対策リース事業の貸付及び貸付けに係る業務の実施については、本事業による貸付及び貸付けに係る業務とみなす。

附 則

この要領の改正は、令和2年10月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の一部改正前の同要領第1の1の（2）畜産経営体生産性向上対策リース事業及び（3）酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策リース事業の貸付け及び貸付けに係る業務の実施については、本事業による貸付け及び貸付けに係る業務とみなす。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、令和元年10月4日から施行する。
- 2 この要領の一部改正に伴い、畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領（平成29年5月18日付け29環機第132号。以下「環境・衛生リース実施要領」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の環境・衛生リース実施要領の規定に基づく貸付及び貸付けに係る業務の実施については、本事業による貸付及び貸付けに係る業務とみなす。
- 4 この要領の一部改正前の同要領第1の1の（1）持続的な畜産経営確立のための環境対策等リース事業及び（4）酪農経営体生産性向上緊急対策リース事業の貸付及び貸付けに係る業務の実施については、本事業による貸付及び貸付けに係る業務とみなす。

附 則

この要領の改正は、令和2年10月22日から施行する。